

議長／皆さんおはようございます。

前日に引き続き本日の会議を開きます。

日程に基づきまして、市政事務に対する一般質問を続けます。

それでは、12番 池田議員の質問を許可いたします。

御登壇を求めます。

12番 池田議員

池田議員／皆さんおはようございます。

今定例会の一般質問、最終日にトップで登壇をさせていただきました。

ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、12番 池田大生の一般質問を始めさせていただきます。

今回、大きく2点、教育について、市政運営について、通告をさせていただいております。

まず初めに、貧困対策事業についてでございますが、平成28年4月に、武雄市においては、子どもの貧困対策課を設置され、子どもの生活支援、実態調査を実施されました。

29年に集計結果の報告書を発表され、子どもの未来応援計画が策定されたところですが、他の自治体においても、この貧困対策事業、さまざまな生活実態調査が行われているようです。

沖縄県においては29.9%という貧困率の発表があっており驚いているところですが、これにつきましては、相対的貧困率の計算方法と若干違いますので、他自治体と比べたときにはどうかと、正確な数字になるのかどうかはわかりませんが、武雄市においては、28年から5年間の計画策定がなされたところですが、武雄市において、負の連鎖を断ち切る伴走型支援ということで打ち出されてこられました。これまでに新たに取り組んだ支援事業はどのようなものがあるのかお尋ねをいたします。

議長／松尾こども教育部長

松尾こども教育部長／おはようございます。

モニターをお願いします。

子どもの貧困対策課が設置されました平成28年度以降実施した子どもの貧困対策に係る主な事業といたしましては、こどもの笑顔コーディネーターの設置、進学等準備金の新設など就学援助費の拡充、就学、就職のための給付貸与制度パンフレットの作成、そして、子どもの医療費助成の拡充などの事業に取り組んでおります。

今後も支援が必要と思われる施策を長期的、継続的に実施していきたいと考えております。

議長／12番 池田議員

池田議員／さまざまな事業が実施をされているところですが、必要と思われる施策の実施も必要なんですけれども、この貧困対策においては状況の早期把握と必要な支援の制度を今後も実施をしていただきたいというのと、また、横断的な庁内の連携とか、そういうのも必要になってくると思いますけども、本当に必要な人に支援をどう届けるか、そして、周知方法、情報共有等、どのようになされているのかお尋ねをいたします。

議長／松尾子ども教育部長

松尾子ども教育部長／まず、支援事業の内容、制度につきましてですけども、内容等につきましては市のホームページ、パンフレット、ちらし等の活用により広く周知を行うほか、ひとり親家庭に対しましても、担当部署において、それぞれリーフレット等による説明、周知を行っております。

また、個別のケースにおきましても、こどもの笑顔コーディネーターや家庭児童相談員を初めとする各相談窓口において、支援を必要とする家庭や子どもたちに直接、必要なサービスや制度が行き届くよう努めております。

また、施策の立案等に対しましても、庁内の関係部署と連携してそれぞれの立場や視点からの意見や知識を共有し、横断的に連携を図りながら検討をしております。

あわせて、他の自治体とも支援事業等に係る取り組みの情報共有、意見交換を定期的に行っております。

議長／12番 池田議員

池田議員／この武雄市の調査は、非常に他自治体と比べて早い段階から取り組まれて、非常に注目をされております。

県内ではたしかトップを切ったこの調査が始まったんじゃないかなというところですが、私も最近、この子どもの貧困対策についてさまざまな講習会、セミナー等を受け、研究会等にも参加をしているところがございますけれども、この調査において、各自治体、北海道でもこのような調査報告書をまとめた文が出ていますけれども、対象が2歳、5歳、小2の子どもを持つ保護者というところで、武雄市においては、小学校1、小5、中2が対象で調査をされたと思います。

他の自治体、先進的な取り組みでやってこられたんですけど、あと、県内でも今さまざまな調査が行われていますけども、対象年齢が0歳から17歳、これは嬉野市ですね。

基山町においては0歳から18歳と、対象年齢が若干自治体によって違うところもあります。武雄市においては、中2までを対象にされてこられたと思いますけれども、今後、18歳までの状況把握ということも必要になってくるんじゃないかなと思いますけれども、この辺についてはいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

議長／松尾子ども教育部長

松尾子ども教育部長／前回のアンケート調査につきましては、先進の自治体の例を参考に、平成28年10月に実施をしております。

そのときの対象としては、貧困の連鎖を断ち切るためには早い段階からの支援が必要という観点から、先ほど議員おっしゃられましたように、小中学生を対象に行っております。次のアンケートの実施については、まだ未定でございますけれども、実施に際しての調査の対象者につきましては、今後の状況等を勘案して検討していきたいと考えております。

議長／12番 池田議員

池田議員／できれば幅広いというか、18歳までの部分をまた調査をされるときは考えていただきたいと思います。

武雄の調査項目の具体的事例については、本当私びっくりしたんですけど、文部科学省のほうから出ている調査項目、武雄が実施した後にこの項目が出されたと思うんですけども、すべてを網羅していて、本当に各自治体が武雄の調査項目を参考にされているような感もいたします。

ほとんど網羅していて、非常にすばらしい調査のあり方だったなど。

本当に全国から、貧困対策事業、注目を浴びている武雄市でございますけれども、この調査項目カードという、カードというか表ですね、調査表ですね、これについても以前、避難者カードについて、県で統一をということでございましたけれども、これはなぜ統一が必要だったのかというのは、各自治体で把握がきちっと同じ項目でできるということで統一カードの提案がなされたと思います。

この調査においても、各自治体で情報共有しやすいような調査項目になるように、統一した調査表というのがあれば実施も非常にやりやすいと思いますので、ぜひこの武雄で、先進自治体である武雄市がリードをとって貧困対策事業をさらに進めていただきたいと思います。次に、武雄市図書館・歴史資料館ということでお尋ねをいたします。

8月24日に子ども図書館の来館者が30万人を超えたということで記念品が贈られたセレモニーがございました。

この武雄市こども図書館の来館者、これ、子どもだけをカウントされたのか、博物館とか何とかの来館者のカウント方式は、チケットとか何とかでカウントができるんだろうと思いますけれども、武雄市図書館、こども図書館は無料の施設でありますので、どのようなカウント方式をとられたのかお尋ねをいたします。

議長／山口こども教育部理事

山口こども教育部理事／8月24日に達成しました30万人、8月末で30万7761人につきましては、こども図書館のみの来館者数で、大人、子どもの区分はなく、こども図書館への来館者総数となっております。

カウント方式は、1階と2階の出入り口にカウンターが設置されておりまして、入りと出で1人というカウントになっております。

議長／12番 池田議員

池田議員／こども図書館だから、ちょっと子どもだけかなと思ったら、子ども、大人含めたところで、1階と2階の入り口のカウンターでカウントをするということですね。

出と入りでカウントすると。

1回出たら、そいぎにまた2回になるということですよ。

違いますか。

議長／山口こども教育部理事

山口こども教育部理事／入りと、出で、1人ということになりますので。

入り総数、出総数を、入りと出、区別なくカウントしまして、そのカウンター数を2分の1しておりますので、入りと出で1人ということになります。

議長／12番 池田議員

池田議員／入って出て1人ということですね、わかりました。

次に、武雄市図書館・歴史資料館においては各種イベント、講習、講演、セミナーとかいろんな催し物が開催をされていると思いますけれども、勉強会等も開催をされております。

1階のここが、昔の蘭学館の部分が今回、学習室のような形に改修をされ、シェアルームということで改修をなされております。

メディアホール、そして、蘭学、企画展示室とありますけれども、今回、メディアホールのほうで、パブリックビューイングということで、シェアルームのほうで開催をされておりますけれども、各部屋がある中に、このシェアルームもこういう使い方が、借用ができるのかどうかお尋ねをいたします。

議長／山口こども教育部理事

山口こども教育部理事／シェアルームの使い方につきましては、基本的に、学びを目的としました各種催事や学習の場として、図書館が主催、共催するものを開催しております。

議長／12番 池田議員

池田議員／学習、学びの場として借用されていると。

今回、このパブリックビューイングを開くときに、モニター等の設置が必要になってくると思いますけれども、シェアルーム、モニター等備えつけがあるのでしょうか、お尋ねをいたします。

議長／山口こども教育部理事

山口こども教育部理事／基本的な部分をもう一つ説明をさせていただきたいと思っております。

図書館、歴史資料館のうち、市の管理である企画展示室、メディアホールにつきましては、教育委員会に申請をいただき条例、規則に基づき審査いたしまして、使用許可をいたして利用させていただいているところでございますが、指定管理者が管理されております図書館部分につきましては貸し出しをいたしておりません。

ですので、先ほど言いましたとおり図書館が主催、図書館が共催する部分のみ開催をされているという点がまず基本でございます。

それで図書館が、シェアルームにつきましては、図書館が主催、共催するものをしておりますので、図書館がすべて用意したりするということになっております。

議長／12番 池田議員

池田議員／指定管理者のほうで運営されている部分については、指定管理者の開催でやっていると、自由に貸し借りはできないということで理解よろしいでしょうか。

自由にはできない、誰でもシェアルームを使うことはできない。

一般の方は、教育委員会を通してメディアホール、また展示室のほうを借りるということになるんですね、一般の方は。

わかりました。

シェアルームを使って学習会が開けるのか開けないのかというお尋ねでしたけれども、次にまいります。

市政運営についてということで通告をいたしておりました。

武雄市も空き家対策ということで取り組んでおられますけれども、武雄市空き家等対策計画の策定について公表がなされました。

2018年3月に、武雄市空き家等対策計画ということで発表がなされました。

2018年度から2022年度の5年間ということで、計画の目的と位置づけということで公表されましたけれども、これに基づいて空き家対策についても進めていかれると思いますけれども、1点確認させていただきますけれども。

きのうの空き家の件数において、私が昨年の6月に当時の古川部長に質問いたしましたところ、空き家総数については832戸、17軒の危険家屋等を把握しているという確かな答弁だったと思うんです。

今年度の6月にお尋ねをしたときは16軒、1軒対応したので16軒ということで答弁をいただきました。

昨日総数が同じ832戸ということで答弁されていましたが、これまた昨年6月から調査か何かがあって、実際だったら減ってるんだけど同数になっているということは調査をまたされたということでよろしいのでしょうか、お尋ねをいたします。

議長／高倉まちづくり部理事

高倉まちづくり部理事／おはようございます。

議員の空き家に対する調査の実施についての御質問でございますが、昨日空き家の総数については832軒というふうに報告をさせていただいておりますが、これは平成27年度の調査の件数を述べさせていただいております。

正式には、随時その中にありまして所有者によって解体をされたもの、また新たに危険な空き家として認めたものがございますので、実際にはその後調査は全体戸数については調査しておりません。

ただ随時、担当課のほうで空き家の状況の変動については、把握をしているところでございます。

議長／12番 池田議員

池田議員／27年度の総数やったということですよ。

対策はされてるんだったら、それから減ってきているということですよ、その総数はですね。

そして、前回もその危険家屋と本当にいろいろ見て回られて報告というか、理事のほうから受けたところですけど、6月以降からほんと西日本集中豪雨や台風等、想定外の出来事が、災害があったところですけども、武雄市において危険家屋等見て回られて今回対応も必要だったと思いますけれども、そういう危険家屋等においてその災害に対する協議等なされたのか、お尋ねをいたします。

議長／高倉まちづくり部理事

高倉まちづくり部理事／今回の災害における対応でございますが、現在市内において危険な空き家でございますが、特定空き家というふうに言っておりますが、8月31日では現在ではその空き家が30戸あるというふうに把握をしているところでございます。

災害時を想定される際には、特にその空き家が市道及び通学路、隣接する家屋に特に接近している箇所を重点としまして、担当課のほうで巡視パトロールを定期的を実施をしているところでございます。

特にパトロールにおきまして、危険な状態にあるというふうに判断される場合は、市のほうで緊急措置としまして、コーン設置及び破損の恐れる箇所について安全対策を講じるようにしているところでございます。

本年は7月3日に台風7号の接近により強風がありまして、危険空き家の一部が損壊し、近隣の住民のほうから崩壊している情報が寄せられたところでございます。

担当課としましては、直ちに職員を現地に派遣いたしまして、その確認をしたところでございます。

現地につきましては、建物の外壁の一部が損壊をしまして、市道上に散乱をしていたという状況でございます。

今後も強風により建物の一部の損壊が増大する恐れがございましたので、速やかに市道の落下物を撤去するとともに、その空き家の損壊拡大防止ということで建物の一部をロープ等で固定し、また市道側を通行する車両及び歩行者の安全確保のために路肩にコーン等を設置し緊急対策をしたところでございます。

今後も風水害等による建物損壊の恐れがある状況があれば、事前及び事後に巡視パトロールを実施しまして、空き家の状態についてはしっかりと把握をしていきたいというふうに考え

ております。

議長／12番 池田議員

池田議員／私も消防で出動したときにセーフティーコーンがあつて、ネットをかけてあるところを、自分の範囲内のところですけど見たもんですから、ほかの全市的に対応されているのかなということで質問をさせていただきましたけども、そういう災害前にも対策をしていただくことは、本当に市民の安全安心にとってさらに進めていただければと思います。

次に、この空き家対策において6月議会で質問をさせていただきました。

武雄市の職員の一般社団法人への派遣について、まず確認をさせていただきます。

6月議会において私が質問をした折に、4月から一般社団法人全国空き家バンク推進機構に職員を1名派遣しております。

平成29年9月に、当該機構から派遣研修の依頼がございまして内容を検討いたしましたということになっております。

派遣しております職員につきましては、武雄市の身分を持ったままの派遣ということでございますということで答弁をいただきました。

きのう高倉理事の答弁の中にも、派遣職員ということでおっしゃられておりました。

職員録のほうにも課づき、住まい支援課の課づきということですね。

全国空き家バンク推進機構派遣ということで書かれておりますけれども、これ4月の職員録も、同じような書き方をされております。

今回の職員さん派遣ということでよろしいですね、お尋ねをいたします。

議長／水町総務部長

水町総務部長／研修派遣ということでございます。

議長／12番 池田議員

池田議員／答弁では派遣とずっと言われていますけれども、ここで研修派遣と。

私は、この派遣という位置づけで今回この質問の組み立てをしてきたんですけれども、研修と、研修派遣ということに訂正するということですか、お尋ねいたします。

議長／水町総務部長

水町総務部長／6月の御質問でもお答えしておりますとおり、全国空き家バンク推進機構のほうから職員の研修派遣の案内、お誘いがあって、これに応えたというふうに答弁をいたしております。

議長／12番 池田議員

池田議員／この派遣先からの要請で、職員を研修に出すことが研修派遣の位置づけになるのか、この点ですね。

自治体から何とかセミナーに参加してくれ、これに行ってくれということで派遣をされたり、研修に行ったりすると思うんですけれども、任命権者は誰になりますか、お尋ねいたします。

議長／水町総務部長

水町総務部長／当該職員の任命権者は市長でございます。

議長／12番 池田議員

池田議員／当然、公共団体の長が任命権者であるということですが、これ、研修であるとするならば、地方自治法、そして地方公務員法、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律、それに付随する法人を定める法律、労働基準法、そして職員さんにはさまざまな共済とか、いろんなものがあると思いますけれども、これらには法に触れるようなことはありませんか、お尋ねいたします。

議長／水町総務部長

水町総務部長／派遣につきましては今議員から御紹介ありましたとおり、地方公務員法、あるいは地方自治法、派遣法、この3通りの派遣の種類がございますけれども、今回の派遣につきましては、地方公務員法第39条第1項に基づく職員研修のための職員派遣でございます。

議長／12番 池田議員

池田議員／地方公務員法第39条第3項に基づいた研修であるということですが、地方公共団体は研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項、その他研修に関する基本的な方針を定めるものとする、この39条3項にありますけれども、これ武雄市にありますか、お尋

ねいたします。

議長／水町総務部長

水町総務部長／平成 19 年 7 月に武雄市人材育成基本方針を策定しておりまして、この目的に合致したものとして考えております。

基本方針は、武雄市も持っております。

議長／12 番 池田議員

池田議員／持ってる。

持ってるということですね。

それ何年に制定をされたのかお尋ねをいたします。

議長／水町総務部長

水町総務部長／平成 19 年 1 月の策定でございます。

議長／12 番 池田議員

池田議員／今回、研修に関する計画の指針となるべき計画を提示しなければならないと。

計画を策定しなければならないと、どういう研修ですよというのを策定しなければいけないと思いますけれども、それは策定されていますか。

議長／水町総務部長

水町総務部長／繰り返しになりますけれども、19 年 1 月に策定いたしました武雄市人材育成基本方針の目的の中に、職員の意識改革、専門性の向上、それから組織の活性化、視野の拡大といった人材育成の 4 つの基本的目標がございます。

これに基づきまして、武雄市職員研修規定、これ第 3 条第 1 項でございますけれども、第 3 号の中に派遣研修という項目がございます。第 6 条には民間企業や国等が実施する研修に職員を派遣するものということでございますので、これらの規定に基づいて研修派遣の実施をいたしているところでございます。

議長／12番 池田議員

池田議員／これでいけば、派遣、派遣研修ということであれば、派遣であるとするならば、あらかじめ当該職員に同項の取り決めの目的を明示し、その同意を得なければならないということになりますけれども、研修ということであれば任命権者が行きなさいと、この研修に行きなさいということになれば、皆さんが研修、派遣研修目的で行かざるを得ないという事態が生じますけれども、きちっとした、派遣にしても今回の場合を当てはめた場合に、条例とは整合性がとれないんですね、武雄市の条例においては。

この辺についてしっかりと、派遣研修にしてもきちっと、たしか19年のやつで本当にこの派遣研修が、整合性がとれているのか、再度お尋ねをいたします。

議長／水町総務部長

水町総務部長／19年の基本方針につきましては、やや時間も経過しておりますので、必要に応じて改定をすべき項目はあるのかもわかりません。

今後、それにつきましては対応してまいりますけれども、武雄市職員研修規定という規定を持っておりますので、それに基づいた研修でございます。

それから、派遣に当たりましては、職員との面談をしっかりといたしまして、その内容等も職員に告げ、そして市長からの辞令書をもって発令をしているところでございます。

議長／12番 池田議員

池田議員／地方公務員法の中には、この法律の規定が優先するということになっております。たしか、先ほど言われた第39条第3項、この部分においては平成26年に追加をされたんじゃないかなと思いますけれども、19年から見直しが必要ということであるならば見直すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長／水町総務部長

水町総務部長／実態に応じて見直しをしていきたいと思っております。

議長／12番 池田議員

池田議員／実態に応じてということならば、今がまさにそのときじゃないかなと思いますけ

れども、その点いかがですか。

議長／水町総務部長

水町総務部長／地方公務員法第39条第3項の、先ほど議員がご指摘の、地方公共団体は研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項、その他研修に関する基本的な方針を定めることとするということでございますので、これを受けた形で武雄市人材育成基本方針を定めたというふうに整理をしておりますので、基本的な方針、目標等については、変更点はありません。

詳細にわたっての調整につきましては、これについて検討してまいりたいと思っております。

議長／12番 池田議員

池田議員／先ほど、26年に付け加えられたということを申し上げました。

そもそも職員、地方公務員の研修とその目的とはということで、今回、私が言っているのは、一般社団法人で、もう事務局という職が与えている状態が研修と言えるのか、そこをお聞きしたいんですけど、お尋ねをいたします。

議長／水町総務部長

水町総務部長／先ほど申し上げました人材育成基本方針の目的、これは市民が満足する行政、それから方針の目標でございますが、意識改革、専門性の向上、組織の活性化、視野の拡大、求められる人材、これが信頼される職員、協働する職員、挑戦する職員、創造する職員といった、このような基本的な姿勢を武雄市としてもしっかりとうたっているというところでございます。

機構のほうからその業務を通じて研修派遣を実施しますので、武雄市さんどうですかというようなお誘いを受けたので、その中身を吟味して研修派遣を決定したというところでございますので、ご指摘のような問題は認識をしております。

議長／12番 池田議員

池田議員／この派遣について、当然職員の処遇をしっかりと守るためには、相手先企業の職務規程、旅費等含めた規程ですね、職務規程、それに準じていなければいけないと思いますけれども、そういうもの、そして、私これ確認したところ、9月の依頼書が来たとき、そして

3月に来たとき、そして6月に登記変更がなされております。

そして今回の協定書の住所、全て違うんですけれども、そういうところも含めて相手法人の中身について吟味をしっかりとされたのかお尋ねをいたします。

議長／水町総務部長

水町総務部長／派遣に関する事項につきましては、基本的には協定書の締結、これを取り交わすことによって中身を決定しております。

職務規程等は今手元に持ち合わせておりませんので詳細はお答えすることができませんけれども、その所在等につきましても変更になった場合は報告がありますし、その所在地についてはしっかりと把握をしているつもりでございます。

議長／12番 池田議員

池田議員／そしたら、業務報告等も受けられていると思うんですよ。

これが派遣だったら、派遣においては勤務時間、そういうことも含めて管理していくためには、そういうところも含めた日報そして業務内容、報告を受けておられると思いますけれども、研修であるならば研修に対するレポートも必要だと思いますけれども、その辺については出されているのか、お尋ねをいたします。

議長／水町総務部長

水町総務部長／業務報告につきましては、毎月文書で報告をさせております。

会議の設定、運営それから情報収集のための公共団体や企業への訪問など、業務実績、行動実績などが報告をされているところでございます。

レポートにつきましては、今後年に定期的に提出するような指示をして確認をしていきたいと思っております。

議長／12番 池田議員

池田議員／今後レポートも提出するように求めていくということですが、今回7月の業務報告を資料としてくださいということで申し上げました。

そしたら9月に入っても、届いているのか届いていないのかちょっとわかりませんが、提出が非常に遅れていると思っておりますけれども、これ業務に追われて提出が遅れているのか、

それとも提出する時期が、タイミングが合わないのか。

これ職員さんの業務きちっと、体調面含めて管理していくことも非常に重要なことだと思いますけども、その辺についてはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

議長／水町総務部長

水町総務部長／業務報告書の提出のタイミングにつきましては、諸事情があるかと思えます。

詳しいその遅れている事由を、今現在ここで把握はしておりませんが、これらにつきましても、よく本人とも連絡を取り合いながら気をつけてまいりたいと思えます。

議長／12番 池田議員

池田議員／理由がちょっとわからない、そのタイミングがずれているのがわからないと。

しかし、7月の報告が1カ月以上たって来るとするのは、業務含めオーバーワーク等ないのかと、そういうことも含めて心配をしてあげないと職員さんの今後の職務にもかかわってまいります。

これ非常に大事なことで、私なぜこれを言うのかというのは職員の皆さんも公務員法とか、先ほど申しました派遣等にかかわる法律とか、そういうところでしっかりと処遇等しっかりと守られているんですよ。

市政運営上、財政いろんな面を含めて職員さんの処遇、環境そういうところもしっかりと運営がなされているのか、しっかりとチェックしていかなければいけない部分でございます。

ただ、人事についてあれがどうだ、これがとかね、そういうところじゃないですよ。

職員さんの処遇をしっかりと見ていく、これも大事なところだと思っておりますので、この点については、しっかりと今後もお聞きしていきたいと思えます。

これが先ほど申しあげました、派遣研修ということになれば自由に派遣をさせることが、職員を派遣研修に出すことができるんですよ、同意なくですね。

そういうことがないように、若い職員さんたちがほんとにしっかりとこの武雄市の福祉の維持向上のために働いていただくことを願うところですが、これそのままやられたらたまらばいという声も聞こえてくるような気がしますが、この辺しっかりとチェックをしていただくことを申し上げます。

次に。

議長／静かに。

池田議員、今の件について答弁求めますか。

答弁。

水町総務部長

水町総務部長／そもそも、職員研修の実施について必ずしも職員の同意が必要かといったところは私も疑問に思っておりますけれども、これは少なくとも職務命令で研修をさせるといった形式でもございます。

もちろん、オーバーワークになってみたり、これが職員の今後の足かせあるいは苦痛にとられるような研修はもちろんやってはございませんで、本人とも話をしながらの職務命令における研修でございますので、この辺御理解いただきたいと思います。

議長／小松市長

小松市長／この職員派遣というのは、これまでの武雄市で何度かやっています。

事実、私自身が市役所職員時代に東日本大震災が起きた後、2011年の9月から1年間ソフトバンクがつくった財団に職員研修という形で派遣をされておりました。

ほかにも幾つか数例があります。

武雄市の場合は、いろいろなところでやっぱり職員のスキルを研く、さらにはネットワークをつくってそれを職務に生かすということで、いろんな形で職員の育成を考えていこうというそういう中の今回その職員派遣の一貫として、私自身が財団に行ってじゃあどういいうネットワークができたかという、これは言っていないかどうかあれですけど、例えばソフトバンクのペッパーが105台入っていますけど、あの責任者の方私そこで知り合って一緒に仕事していたんですね。

そういったこともあって、いろんな場面でやはりネットワーク構築というのは生きてくるといふふうに思っています。

我々としてはこれまで前例もありますので、その前例に沿って今回も職員派遣というのをやっているところですし、派遣するに当たっては当然その前に職員派遣を考えている、職員とはしっかりと話し合った上で派遣をしているというようなプロセスを経ているところであります。

議長／12番 池田議員

池田議員／職員のスキルアップのために派遣研修、研修ですね、これは必要なことだと思います。

先ほど水町部長の答弁の中には、研修派遣となれば職務命令と言われました。

これ、研修の場合は断れないんですよ。

断れないというか、これ職務命令だから行かざるを得ない。

だから、本当に役に立つ研修にやるためのルールづくり、これをしっかりとつくっていただきたいということでこれをやっていただいているんですけども、質問しているんですけども。

これが派遣研修ととられれば、恣意的な運用も可能になってくるわけなんですよ。

だから、ここを私、危惧しているんですけども。

では、次にまいります。

全国空き家バンク推進機構設立ということで、空き家バンクと協定ということでされておりますけども、協定を結ばれております。

昨日の説明の中で、目的については協定書の目的の事項を読み上げられたのかなというところですけども、この協定について、機構側からの提案なのか、武雄市独自の、独自というか、双方協議の上この協定を結ばれたのか、そして、この協定がこの時期になった意図についてお尋ねをいたします。

議長／高倉まちづくり部理事

高倉まちづくり部理事／全国空き家バンクの推進機構と武雄市が今回協定を結ぶようになった経緯につきましては、7月18日にまず自治体として初めて別府市のほうに協定を結ばれたというふうに職員のほうから報告があったところでございます。

当然、その後、機構側からも御案内等はあるとございます。

それに伴いまして、庁内でいろいろ検討、協議しまして、武雄市が抱える問題等を洗い出しまして、その中で今回の協定の大筋であります、まず、空き家対策の発生、予防というところを重点に置いているところでございますし、また、地域の活性化、空き家がいかにふえないかということを重点に置いて具体的なところを決めながら、武雄市としましても十分にメリットがあるということで判断し、武雄市のほうからお声をかけて、双方で協議し中身を決定したところでございます。

もう一点の質問でございますが、今回の協定になった意図でございます。

全国空き家バンク推進機構については、既に140社以上の大手企業を含めまして、いろいろ連携をされているというふうに思っております。

前段で議員のほうから言われました、武雄市としても空き家対策の計画を立てておりますが、その中でも民間の連携というものもうたいながら進めてまいろうというふうに思っております。

ここで、武雄市独自でいろいろな対策をするのが非常に進捗がおくれるのではないかと。そこで、機構と連携をすることによって、この対策が全国の自治体が抱える問題をスムーズに解決できると判断し、今回の協力、協定に至ったところでございます。

議長／12番 池田議員

池田議員／全国1788自治体ある中に、この空き家の問題、非常に近々の課題かも知れません。

この協定を結ばれたのが、私は、先ほどの研修派遣と順番が逆じゃないのかなという感もするところなんですよ。

この協定を結ばれた中に、当然、情報のやりとりがあると思うんですけども、その辺について、個人情報保護法に基づいたセキュリティの面とかですね、そういう部分のチェックはされたんでしょうか、お尋ねいたします。

議長／高倉まちづくり部理事

高倉まちづくり部理事／職員を推進機構のほうに派遣研修をさせていただいておりますが、この別府市における協定につきましては、機構側が抱える、当然、守秘の、向こうも秘密事項的になっているのか、公開するのかわかりませんが、職員は当然、その後に報告をしてきたところでございます。

今回の協定の中にも、当然、守秘義務という項目を設けて、今後の協定についてセキュリティをかけているところでございます。

また、このほかに、プライバシーマーク制度等があるというふうに我々も認識をしておりますが、このプライバシーマークについては取得の義務も強制的ではございませんので、その辺は必要はないかなというふうに思っているところでございます。

議長／12番 池田議員

池田議員／そこをですね、国交省のほうも非常にガイドラインの中で、情報管理については心配をされているところでもございます。

この協定の中で、それぞれの役割、武雄市の役割、法人の役割ありますけれども、広報と必要な支援を行うとなっております。

これ最後にお尋ねいたします。

費用が発生すると思いますけれども、この費用負担についてはどのような協議になっている

のかお尋ねいたします。

議長／高倉まちづくり部理事、簡単に。

もう時間きておりますので。

高倉まちづくり部理事／費用の負担については、現時点では決まっておりません。

そういう負担が発生する場合は双方で協議をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長／12番 池田議員

池田議員／以上で終わります。

議長／以上で12番 池田議員の質問を終了させていただきます。

ここでモニター準備のため、10分程度休憩いたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、15番 松尾初秋議員の質問を許可いたします。

御登壇を求めます。

15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／皆さんおはようございます。

演台低いですね、前に比べたらですね。

私ごとでございますけど、私もテンション大分、下がっておりますして低いんですよ。

実はね、私は一番仲のいい友達が3カ月ほど前に亡くなりまして、それから大分、気が落ち
ておりますけれども、今回質問を出しました。

元気がないのでどのくらいできるかわかりませんが、皆さんも、温かく見守って
いただきたいと思っております。

それでは、議長より登壇の許可をいただきましたので、15番 松尾初秋議員の一般質問を
させていただきます。

答弁のほうは、正確で簡潔に、執行部よろしく申し上げます。

まず初めに、ため池についてでありますけども、武雄市で農業用のため池は何カ所くらいあるのかをまずもってお尋ねをいたしたいと思います。

議長／松尾営業部理事

松尾営業部理事／おはようございます。

お答えいたします。

ため池台帳に記載のあります農業用のため池につきましては、406カ所でございます。

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／ちょっと資料読ませていただきますけどね、平成30年の7月の豪雨、西日本中心に、広域かつ長期間にわたり大雨が続き、各地で甚大な被害が発生しており、特に農業用のため池については、決壊や一部損壊等により、ため池の下流の家屋や公共施設等に対する被害が発生しており、それを受けて、全国のため池緊急点検実施がなされているわけでございますけども。

このことを今から聞いていこうかと思っておりますけども、ちょっとスライドを出しますけどね。実はこれは、2年ほど前ですけれども、平成28年6月23日に、ここには堤ですよ、これは永島、この辺だけは一部武雄区が入っているんですけども、野間峠っていうところですよ。

それで、ここの堤が決壊しようとしてですよ、これ2年ほど前ね。

こういうふうが決壊して、堰堤が崩れて決壊して、こういうふうな家屋に被害が及んでいるわけでございますけども。

質問といたしましては、下流に家屋や公共施設があるような、被害を与えるような可能性のあるようなため池は、今406カ所言われましたけども、そのうち何カ所くらいあるのか、まずお尋ねしたいと思います。

議長／松尾営業部理事

松尾営業部理事／本市におきまして緊急点検の対象となったそういうな、下流に家屋とか、公共施設があるため池でございますが、240カ所でございます。

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／ということは、406カ所のため池の中に、下流に家屋とか公共施設があるところは240カ所はそういうふうなところがあるところだと思います。

わかりました。

それで、農業をしている間は、私はよかと思うとですよ。

何かあったときは、やっぱり手入れとかいろいろすっけんですよ。

現在、その240カ所の中に、もう慣行水利権(?)はもうおらんことになって、もう田んなかとか全部埋まってしまうと、宅地にかわったりなしたりしてですよ、もう使ってないですよ、ため池。

農業用として使ってないため池、240カ所のうち何カ所ありますか。

議長／松尾営業部理事

松尾営業部理事／お答えいたします。

今回の緊急ため池点検におきまして確認いたしましたところ、農業用として使われていないため池でございますが、7カ所ございました。

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／その7カ所の所有者といたしましうかね、どうなっていますか。

議長／松尾営業部理事

松尾営業部理事／7カ所の所有状況でございますが、市の名義が1カ所、区の名義が1カ所と個人の名義で5カ所というようなことでございます。

なお、個人名義につきましては、登記といたしますか、関係ともいたしますが、当時の区長さん、区の代表者の方とかでされているというふうなことで考えられまして、実際といたしましては区のほうの持ち物ではないかというふうに思っております。

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／そうですね。

まあそうですね。

市が1カ所わかりました。

そして、今言われたように区が1カ所になって、あと5カ所は個人名義になっておりますけ

ども、恐らく区の役員さん、それはそがんですよね、区はほとんど、地縁団体になってないところは登記ができないので、そのときの区長さんとか、役員さんの名義にして、とりあえずするっちゅう形がほとんどだと思いますので、それはよくわかりました。

そこで私はここで問題点を言いたいんですけどね、何が問題なのかというのは、結局、受益者おらごため池ですね、そがため池が、やっぱりだれも管理せんことになっていくとですよ。

使っている間は私はすると思いますけども、だんだんしないようになる。

そうなれば、水害に遭って堤体が崩れたり、いろんなことがあると思うわけですよ。

それ田んなかの中に水をくみようときは、いつもやっぱり見て回るですもんね、ため池ば。

でも、それ使わなくなったら、やっぱり行かんですよ。

だから、そういう場合もう、ため池自体を壊すとか、じゃなかったら防災用のため池として水は低くして、洪水調整のように使うとか、そういうのもやっぱりしていかなばいかなないじゃないかなというふうに私は思いますけども、市としてこの点についてどう思いますか。

議長／松尾営業部理事

松尾営業部理事／農業用として使用しなくなったため池でございますが、議員おっしゃるとおり、防災用として管理していくか、水位を下げて水がたまらないようにするか、ため池の停滞を掘り割りするか、ため池等とか、地域の状況に応じて災害防止のための措置をとっていく必要があるというふうに思っております。

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／やっぱここが一番大事かところですよ。

使える間は、ある程度みんながこう、いろいろ見て区役とかで直したり、いろいろするばってんですよ。

使わんごとなったら、もう何もせんことなるって、普通ですよ。

いもいかん(?)ですよ。

そこでちょっとお尋ねなんですけれども、今1カ所だけ市が持っているとのことありましたけれども、これはですよ、このため池については崩壊を防ぐためにも、市の責任と負担において、そのような対策をすべきだと思いますけれども、その市が持っている分についてはどうですか、所有している分については。

議長／松尾営業部理事

松尾営業部理事／使用されなくなった市の名義の農業用ため池の災害防止策につきましては、これまで地元のほうで管理されて利用されてきております。

そういうことで、あくまでも地元のほうというふうなところから、地元と協議をいたしまして対応していきたいというふうに思います。

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／あくまでも地元だけ、地元と協議して(?)ばってんですよ、それちょっと、私はそれはおかしくなかなかなと思うわけですよ。

結局、部落で所有しとったやつやったら、使わなくなってもそれは地元で責任して、せんばいかんかわかりませんよ。

でも市が所有で、今までは慣行水利権(?)がおったけん、受益者がおったけん、使いよったけん、管理するというのはあるかわかりませんがね。

もう、そがん者おらんとでしょ、そがんするわけなかでしょうもん。

私はそがん思うですよ。

部落と協議してしますという話ですけども、その協議っちゅうのはどういう協議なんですかね。

要するに、私は負担と責任で、除去はせんばいかんじゃなかですかって言うわけですよ。

だから、その除去の期間を協議するとか、そがん協議ならわかるですよ。

でも、あくまでももう使う者がおらんくなったら、だれもせんですよ。

何かあったら市の責任ですよ。

だから、ここはきっちりせんばいかんと思いますよね。

そう思いますけども、もうこれ以上は言いませんけども、一応そういうような考えでしてくれんばいかんですよ。

何かあったらですよ、市の責任っちゅうことはね、市民の責任ですよ。

市民の負担になるとですよ、何かあったときは。

ただの、田んなかとか、なかところはよかですよ、下流に家屋とか公共施設があるところってなれば、何かあったときのこの責任問題は所有者になるとですよ。

でもね、使っている人がいた場合はその人たちの管理責任もあるでしょう。

もう使いよう者おらんとやけん*** (?)。

それはやっぱり、どうしても市の責任において、市の負担において、ここはきっちりやっぱりそういう分に対しては責任を持ってすべきだと思っており。

これはもう答弁は聞きませんがね、私はそういうふうに思います。

だからですよ、そこんところはちゃんとやっぱりしていただかないとね。

何かあったら市民の責任になるんだから、市の負担になるんだから。

あえて言いますよ。

次に、市営住宅についてお尋ねをしていきたいと思いますが、確認の意味で聞きますけれども、市営住宅と民間の住宅の違い、民間の住宅は、家賃は一定ですよ、5万なら5万円、そのままですよ、ずっと。

でも、市営住宅は収入に応じて、上がったたり下がったり、家賃が上がったり、下がったりすると。

これに間違いはないか、確認の意味で聞きたいと思います。

議長／高倉まちづくり部理事

高倉まちづくり部理事／議員の言われたとおりでございます。

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／ということは、私が言うごと、上がり下がりするっていうことですね。

これは確認で聞きましたから。

私の知り合いで、実はね、ことしの話なんですけど、2月ごろ急に市役所から、家賃が今度、4月からこうこうに上げますというふうな連絡がありましたという話がありました。

もう本人さんはね、もうびっくりしとうさあとですよ。

もうよそにかわろうかなって思って。

それも、2月ぐらいにあって、もう4月から上げますけんっていうごた話やったわけですよ、ね。

このことは覚えてますか。

議長／高倉まちづくり部理事

高倉まちづくり部理事／この件につきましては、担当より聞いております。

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／これ、規則がありますけど、武雄市営住宅設置条例施行規則の中の13条ですね。

収入額の認定ってことでちょっと書いてありますけど、要約して読みますけども、毎年 10 月末日までに収入認定及び家賃決定通知書により通知するものだそうです。

10 月末までに送らばいかんとなっとうわけですよ。

そういうふうに書いてますけども、これは 10 月末までに送らばいかんやっただんじやなかですか、今の件は。

違いますか、本来は。

議長／高倉まちづくり部理事

高倉まちづくり部理事／この件につきましても、議員の言われるとおりでございます。

議長／15 番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／これは何が問題かというぎ、やっぱり今言うたことですよ。

やっぱり 4 月に家賃が、前年度 10 月までに知らせることが、5 カ月間という期間があるわけですよ。

10 月末ということは、11 月、12 月、1 月、2 月、3 月、この間に、じゃあどうするか、このままここにおり（？）続けるか、それとも、こんな家賃が上がることなら、もうよそに移ろうとか、次んどこ探そうかって、そういう期間が、この 5 カ月間が、退去するかそのままおるか検討する準備期間じゃなかったんですかね。

違いますか。

議長／高倉まちづくり部理事

高倉まちづくり部理事／議員が言われる 5 カ月の期間につきましては、そういう準備期間を勘案した期間だというふうに思っております。

議長／15 番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／なぜ通知がおくれたんですか。

2 月になったんですか。

議長／高倉まちづくり部理事

高倉まちづくり部理事／本来、入居者の方々には収入の申告書の提出をお願いしているところでございます。

出されない方につきましては、督促状を通知いたしまして、入居者に通知のほうをお願いしているところでございますが、その入居者からの通知が市のほうに来るのがおくれたため、今回、市が発行します家賃の通知がおくれたところでございます。

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／それ待ったけんですよ、おくれさったけん、この人が悪かけん、こがんなったって言い方はするかでしょうが。

おかしかでしょうもん。

これ見てくださいよ、これ、私ね、調べたんですけど、実はこうなるとですよ。

どこいったかな。

武雄市営住宅設置条例の中で、家賃の決定14条、これずっと書いてますけどね、全部読まんですよ。

入居者から収入の申告がない場合、今んごたですよ、おそうなったけんって、ない場合です、請求が行ったにもかかわらず市営住宅の入居者等がその請求に応じなかったときは、当該市営住宅の家賃は近傍同士の住宅の家賃とすると。

そこで家賃を決めて通知できたんですよ、そうでしょ。

結局あなたたちは、よかこと待ってやった、それでも何ですかね、出さん人が悪かこといいさーばですよ。

結果的にはね、この人困んさったとですよ。

おろおろして、私に相談がありました。

私が問題にしたのはね、それはあんまりしかろーもんって、2カ月しか期間なかりょうもん、もっと、じゃあ私がねそのときお願いしたと何ばお願いしたかって、5カ月ばかり待ってから家賃ば上げて***、ちょっと猶予がでけんでしょうかと我々そのとき交渉しましたよ。でも規則でがんなつとうですよもんねって、あんたたちが規則***。

そうでしょ。

規則じゃがんなつとうとですよ。

してよかことなつとうとですよ。

だから、結果的には情をかけたつもりでも結果的には困んさったとですよ、この人は。

私に相談があったわけですよ。

だから今後は、ちゃんと条例どおりに執行してください。

質問です。

議長／高倉まちづくり部理事

高倉まちづくり部理事／入居者の方には、大変御迷惑をかけたと思ってお詫びしたいと思えます。

今年度は、規則どおりに10月末までに家賃の通知ができるよう徹底してまいりたいと考えております。

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／***、情をかけたつもりでも結果的にはもうなっとらんですもんね。困んさあごとならんごとですよ。

やっぱりきちっと、条例に沿ってやっぱりやってくださいよね。

もう待ったけん、出さんやったもんが悪かですもんねという言い方しやがってですよ、出さんなら出さんで、近傍同士の値段を出して提示ができたわけでしょうが。

それから、ちょっとこれあんまりしかろーもんって言って話し合いができて進んでいくわけでしょうが。

だから、もうやっぱり2カ月ぐらい前に***、もう例えば今まで3万の家賃ば、いやもう4月から6万ばったってさ、それはだれもおろおろしんさ***。

これは仮の話ですよ、私も値段がああとき幾らかは知りませんよ。

ただ一番問題点は、時期がなかったちゅうことですもんね。

時期がなかったということです。

だから、やっぱりいいことをしたつもり、情をかけたつもりですけど、結果的にはやっぱり入居者の人が困んさったちゅう話ですから。

今後でね、今言んさったことですよ、ちゃんと条例に従って当たり前のことをしてくださいね、お願いします。

次に、市職員の処遇についてでありますけども、確認の意味で聞きますけども、現在の職員数、宮本議員さんもちょっと言いよんさばってん、あえて聞きます確認の意味で、何人ですか。

議長／水町総務部長

水町総務部長／ことし、平成30年4月現在で正規職員が364人おります。

議長／15 番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／市役所は夜遅うまで電気ついとうですもんね。

あれは残業してるんですか、お尋ねします。

議長／水町総務部長

水町総務部長／職員の残業はございます。

議長／15 番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／これは宮本議員さんとちょっと似たような質問になるかもわかりませんが、残業しているとのことですが職員さんは足りてるんですか。

私が言うとは正規職員という意味なんだけども、足りてますか。

議長／水町総務部長

水町総務部長／職員数につきましては、定員適正化を図るために組織も含めまして計画的に見直しをしてきたところでございます。

決して余裕があるような状況ではございませんけれども、必要人員を配置しているつもりでございます。

議長／15 番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／余裕がある状況じゃないということですが、実はほら昔あったでしょ、残業禁止令やったですかね。

これちょっと資料がありますけども、これは平成 24 年の 2 月 2 日の内部資料いただきましたけども、これは政策部総務課長さん、その当時のマツオミツヨシさんの名前で出ていまして、残業の原則禁止についての依頼ということでございまして、残業原則禁止の方針は現在も継続しておりますので、趣旨に理解の上キカンカ（？）の職員に対する引き続きの御指導をよろしく願いますということで、24 年度で出とるわけですよ。

今これもう禁止令、残業***。

議長／水町総務部長

水町総務部長／残業禁止の通知につきましては、現在も通知自体は生きております。

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／生きとりながら残業もしよるということは、私はね残業禁止令と言いながらもう実態とは全然違うやなかですか。

私はおかしかと思うわけですよ、はっきり言うて。

残業、***別ですよ。

だから、私はこの際残業禁止も***、これはもうやめたと。

じゃなか、これを続けたかて、職員数をふやさんですか。

これは宮本議員さんとちょっと意見が違うのは、宮本さんは正規職員じゃなくて臨時とかそういうのをふやせんごと話ばしよったばってん、私は正規職員としてやっぱふやしていつて、やっぱりどっちはせんばいかんと思うわけですよ。

はっきり言って、残業禁止令は続いとうばんたつて、しょうがなかですか。

だからやっぱりね、これじゃあおかしかとですよ。

だからやっぱりこれを続けるのであればよ、残業禁止令をするのであればですよ、やっぱりそういうふうに残業せんでよかごと職員さんをふやすとかですよ。

じゃなかったら、もうこれ自体をやむるとか、やっぱはっきりせんばいかんと思うんですよ。

どうですか、この点について。

議長／水町総務部長

水町総務部長／必要な業務につきましては時間外勤務の命令をいたしておりますし、時差出勤制度の活用、あるいは休日であれば代休制度の対応もしているところでございます。

あくまでも残業禁止というのは原則でございまして、そういった姿勢で残業の縮減を図ってまいりたいということでございます。

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／もう原則やけんね、あくまでもそういうふうな気概でとかさ、***いかんですよ、***ですよ、やっぱ。

それは私も、例えば災害とか何かあったときにそれは残業しんさ一と、それはね緊急避難的にそれありうるですよ。

そればってん、結構このごろ電気のついとうですもんね。

だからやっぱりその点は、やっぱりもうどっちばせんといかんと思う。

私はしたらいかんと言わなんとですよ。

こればやめんしゃいって言うか、やっぱこの基本的な考え方を守るとするならば、やっぱり少しでもこれに近づくためには、人の足らんやったら、充当しとらんやったら職員ば入れなさいよ。

私はそう思いますよ。

それだけは指摘はしておきます。

次に、庁舎についてでありますけども、駐車場不足の話をしたと思いますけどね、実は私もこの新庁舎、ほかの議員さんも何人か駐車場不足の話をされましたけども、私も何か来たとき5回ぐらい回ったんですね、ぐるぐるぐるぐる、停められんとですよ。

ぐるぐるぐるぐる回ってですよ。

それだけ今市役所が人気があるのかはわかりませんが、なかなか停められない。

そういう状況なんですけども、これ私の感想ですよ。

ぐるぐるぐるぐる回ってね、やっと1回でぱっと停めましたよ。

だから市としても、そういうのはやっぱり感じてますか。

駐車場不足。

議長／水町総務部長

水町総務部長／会議等が重なった場合に、駐車場が満車状態で混雑しているという状況は把握はいたしております。

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／ちょっとここにありますがね、ここは第二駐車場ですかね、市役所の。

ここちょっと空いとるときがあるとですよ。

だから、私は第一駐車場に、近くにみんな歩くのがきつから近くに停めるんですよ。

結構ね、業者の方との、納入業者の方もこの第一駐車場に停めてはてくてくと歩いていきおんさーけん、そういう人はなるだけやっぱり第2駐車場のほうに行ってもらって停めてもらうとかですよ。

例えば、会議とか何かあったときは、例えば文化会館のところを使うとか、山内の支所を使うとか、そういうふうにはこれは私の考え、考えとか思いなんですけども、そういうふうにしていって少しでも駐車場不足、5回も6回も回らんでよかことですよ、そういうふうな

***解消を近づけていただきたいと思いますけども、この点についてはどがんでしょうかね。

議長／水町総務部長

水町総務部長／先ほど御紹介ありました第2駐車場の利用方法、それから、会議会場等の工夫等を検討してまいりたいと思います。

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／検討してやってくださいね、お願いします。

それで、今度この5階に税務署が9月18日から入居されるというふうに聞いておりますけども、もうそがんなったらまた駐車場が足らんことになると思いますよ。

税務署関係で来る人もふえるし、もう目に見えとうですもんね。

そこで私は、もうその解消策としては、この近辺ですよ、近辺でどこぞ土地が空いとったらそういうのば購入するとか借りるとかして、やっぱり市役所の駐車場ば近くにふやしていただきたいと思いますけども、そういう考えどがんですかね、ありますか。

議長／水町総務部長

水町総務部長／御提案いただきました公用車の配置場所の変更、あるいは近隣の駐車場の利用場所、適当なところはないか早急に調査をしてまいりたいと思います。

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／いずれにしても、今でも混雑してるんですよ。

だから今度、ほんとに税務署が入ってすれば、ほとんどもう今まで6回回ったのが今度は12回ぐらいぐるぐるぐるぐる回らないと停められなくなるんじゃないかなというふうに、大変心配しております。

市民サービスの低下にもつながりますので、やっぱりこの辺の近くに土地があったら、多少空いた土地があったら、やっぱりそこを見つけて借りるなり買うなり、購入するなりして、市役所の駐車場にしていきたいと思いますと思うわけですよ。

ちょっと離れたところやったら停めてこんですもんね、市民の人は。

だから***、この近辺にあったらぜひともそういうのを広げていただきたいと思います。

これは、やっぱり市役所がこういうふうの人気がある証拠かなとは思いますがね。
以前の市役所と比べれば、えらい多かですもんね、今ね、お客さんがですよ。
だから私が今6回くらいぐるぐる回ったとか、税務署が来ることによって12回くらい回らんでよかことしていただきたいと思いますので、これは強く要望するものでございます。
次に、旧庁舎についてお伺いをしたいと思いますけども。
旧庁舎の跡地の利用についてですけども、この跡地の利用は暫定的には舗装をして職員の駐車場とするということで、これで間違いないか確認の意味で聞きたいと思います。

議長／水町総務部長

水町総務部長／旧庁舎の跡地につきましては、活用案が決まるまでの間は一旦駐車場はイベント広場として利用することにいたしております。

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／私はいつも言っていますが、昼は職員さんの駐車場として利用して、夜は飲食店街のお客さんの駐車場として利用すると。
昼は職員の駐車場、夜は飲食店街のお客さんの駐車場と、こういう私はずっと思ってそういう質問をずっと、るるしてきました。
そこで、跡地活用について将来的に案として、いろいろな意見がございました。
武雄町の公民館をつくってくるとか、きのうは吉田議員さんが文化会館はどがんやろかとか、ああいうふうな話がありましたけども、一つの候補、候補といいたましようか一つの案として、恒久的に職員の駐車場として使う、これも一つの候補として今までいっぱいあったですね、候補が。
そこん中の候補の一つに入れていただきたいと思いますが、この点どうですか。

議長／水町総務部長

水町総務部長／一つの案であろうと考えております。
今議員のほうからは、職員の駐車場ということで限定的な御質問になっておりましたので、その部分は駐車場ということで、職員専用のという意味ではなくて、職員も使えますがもっぱら職員の駐車場ということではなくって、一旦整備をするということで御理解いただきたいと思います。

議長／15 番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／とりあえずですよ、暫定的には職員の駐車場で使うということが今決定した
るでしょ、それ今確認したですよ。

私が言いたいのは、今後ですよ、将来的に、恒久的にもね、職員さんたちの駐車場として使
うことができますか、そういう案の一つとして入れてくれんですか、候補にしてくれん
ですかと、聞き取ってくださいよ、***。

一生懸命私は話してるんだから、候補としてしてくれんですかって、私はいいようわけ
ですよ。

そして、昼は職員の駐車場に使ってですよ、夜は、あそこのへんの飲食店街のお客様の駐車
場として使ってくださいと、私は言っていました、前から言っていました。

今回私が執行部に求めているのは、今いろいろな案があるですたいね。

とりあえず暫定的には職員の駐車場、これはわかってますよ、確認しました。

でも、これを恒久的に職員の駐車場として使うのも一つの案であり、一つの候補の中に入れ
てくださいよと、候補にしてくださいよと。

候補ですからね。

そこをお願いしている。

再度、答弁をお願いします。

議長／水町総務部長

水町総務部長／一旦は駐車場やイベント広場として、一旦は活用させていただきます。

その後の方針につきましては、今後の検討課題となっておりますけれども、議員がおっしゃ
る事項についても一つの案であろうと考えます。

議長／15 番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／わかりました。

一つの候補としてお願いします。

次に新幹線についてでありますけれども、新聞記事読ませていただきますけれども、平成 30 年の
8 月 22 日の佐賀新聞でございまして、新幹線長崎ルート、県の実質負担 43 億円増、武雄温泉、
長崎間、国交省が増額説明という記事がございまして、内容から言いますと、国土交通
省は 21 日、だから 8 月の 21 日だと思いますけれども、建設が進む九州新幹線長崎ルート、武
雄温泉、長崎間の事業費の増額について、佐賀県に初めて説明したと。

総額 1200 億円ふくらみ、6200 億円になるという見通しを、事業費の見直しの、事業費のうち佐賀県、長崎県、両県の負担割合を明らかにしたと。

佐賀県は実質負担額がこれまで 225 億円から 43 億円（約 19%増）の 268 億円になるとの試算結果をまとめたという新聞記事がございました。

これを受けて、武雄市の負担があったでしょうが、あれはどのようなふうに影響するのかお尋ねしたいと思います。

議長／庭木まちづくり部長

庭木まちづくり部長／おはようございます。

議員、御質問の件でございますけど、ことし 8 月 29 日に、佐賀県より今回の増額についての御説明をいただいております。

ただいま増額分について、要因につきまして詳細に調査をされているということでありまして、まだ武雄市の分についての影響についてはわかっておりません。

わかり次第お知らせいただくということになっております。

議長／15 番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／今、まだ連絡があってないということですけども、下がることはなかですよ、佐賀県が上がってるんですからね。

これは想定内ですよ。

それが幾らになるかまだ連絡がないという状況ですね。

わかりました。

次にですよ、これも本年の 7 月 20 日の佐賀新聞の報道でございますけども、フリーゲージトレイン、フリーゲージが正式に断念だという記事が載っておりましたけども、新聞記事ですけども、正式断念、これ間違いないですか。

確認します。

議長／庭木まちづくり部長

庭木まちづくり部長／今年 7 月 19 日に開催されました与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム内の新幹線西九州ルート検討委員会において、西九州***のフリーゲージトレインの導入は断念せざるを得ないとの中間とりまとめが行われております。

報道のとおり間違いないと認識しております。

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／質問としてですよ、フリーゲージが断念ということですけども、今後の整備方式というのはですよ、はっきり言ってフル規格か、ミニ新幹線か、あるいはリレー方式の固定化となると思いますけども、整備方針は今後どがんなるでしょうかね。
どうなると思いますか。

議長／庭木まちづくり部長

庭木まちづくり部長／同じく西九州ルート検討委員会におきまして、フル規格及びミニ新幹線を総合的に検討し、いずれかを選択する必要があるとの中間とりまとめが行われておりますけど、整備方式の決定にまではまだ至っておりません。

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／今の答弁からいけば、フルかミニかどっちかになるだろうということですけども、実はこれもまた新聞をずっと話しますけども、これも佐賀新聞の中で、7月20日の新聞で、佐賀県は全線フル、ミニ、フルかミニ新幹線かという方式論にかかわらず、追加負担は受け入れられないという立場を表明しており、協議は難航が予想されると書いてあるとですよ。

また同じ日の新聞ですよ、紙面が違いますけども、7月20日の佐賀新聞ですけども、知事、二択に違和感と書いてあるんですね。

そう言いながら、武雄温泉駅で在来線特急と新幹線を乗り換える方式でいつまでも継続するかは見通せない中、山口知事はリレー方式の固定化がいいとは思っていないとも言っているとさわけですね。

例えばさ、どっちかが違和感があるというなら、例えばリレー方式の固定化といいますか、長期化はやむを得ないですねと言うならわかるですよ。

ミニも知り得ん、フルも知り得ん、かといってリレー方式はいいと思っていないとかさ、何ば考えとんさでしょうね、いっちょうわからんとですよ。

これ佐賀県知事、何を考えてると思いますか。

私はわかりません。

議長／庭木まちづくり部長

庭木まちづくり部長／7月26日に佐賀県より市長会に対しまして、先ほど議員御紹介いただいたとおり、いろんな考え方を申されておりますが、知事がどのような考え、見解を持たれているかについては私も想像しかねるところです。

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／ちょっとわからんとですよ、はっきり言ってですよ。

ミニにも違和感、フルにも違和感、お金は何も出しえんって。

かといって、リレー方式の固定化、長期化は好ましくないとか、よくはないとかさ。

そこで、例えば固定化とかリレー方式の長期化はやむを得んですねといったら大体方向性わかるですね。

知事がこがんふうにご考えとうさばいなどかさ。

あれもいかん、これもいかん、これもいかんって、じゃあ何ば考えとるさわからんすもんね、はっきり言ってですよ。

私は全然これわからんとですよ、何を考えているのか。

わかっているのはね、一切金は負担はせんと。

かといって、リレー方式の固定化がいいとは思っていないって。

ここに書いてあるとおりです。

だから、これ何ば考えとるか全然わからんとですよ、方向性が。

全然わからん、私は。

答弁聞いたんですけどね、執行部のほうも何ば考えてるかわからんということですけども、仮でですよ、仮にフルで整備した場合ですよ、今からやったら期間どんくらいかかるんですか。

議長／庭木まちづくり部長

庭木まちづくり部長／今年3月30日に、国土交通省より示された資料によりますと、工事の期間として、フル規格の整備で約12年と想定されております

議長／15番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／12年ですね。

実はですよ、また私の宣伝ですけど、選挙広報、平成18年見てください。

これ違反***、ちゃんと問い合わせをして出しています。

フル規格で建設を目指します。

このころは一生懸命言いよったですよ、全線フル規格でって。

12年前ですよ。

あのころできてたら、あのころしたらもう今できとうとですよ、12年経ってるから。

私ね、この当時ですよ、一生懸命言ったのが何なのかって。

フリーゲージはつまらんですもんねって、しっかり言いよったとですよ。

なんでつまらんかって、スピードが出んですもんね、***走ったらほかの新幹線に影響及ぼすですもんねって。

在来線も走っていて、事故とかおうたら全線に影響及ぼすですよって、しっかり私はつまらんとするてきよったですよ。

フリーゲージが、平成12年当時ですよ、間違えました、平成18年当時ですよ、その前から言いましたけどね。

これ何も議長さん、違反じゃないですよ、にらみつけて見ようさばってんですよ。

ちゃんと確認をとってですよ、こういうことを言っていましたということで、自分の宣伝かねてですよ、ちょっと言いましたけどね、もう消します。

宣伝はいかん。

宣伝はすみません、取り消してください。

こういうことを言ったということだけ言うときますけども、いずれにしても、私は今言ったこと、フリーゲージがだめという話は縷々話してますからですよ、もし興味のある方は議事録を見てください。

平成18年ごろの議事録、しっかり言っていました。

それで実はですよ、ここから自分の考えを話しますけどね、市長さんは西九州のハブ都市を目指すということでございますので、やっぱり長崎と佐世保の分岐点、ハブ、交通の結末点と考えた場合、全線が武雄駅に停車するリレー方式が、ハブ都市という意味においては一番合致しているんじゃないか、最適じゃないかというふうに思います。

やっぱり全線、全列車がですよ、武雄温泉駅に停車するリレー方式が、武雄、西九州のハブ都市という意味においては、私は最適だというふうに考えておりますし、だからですよ、私はもうね、もう全国の、長崎新幹線を全国の高速鉄道ネットワークから外れてしまえばよかと思うんですよ。

外れてしまえば、もう観光新幹線の位置づけに変えてすればいいんじゃないかなというふうに思います。

実は新聞記事を読みますけど、ちょっとこれ古いんですけども、平成29年の7月1日の新聞でございまして、これも佐賀新聞ですけども、長崎新幹線に、N700S、武雄、長崎間で採用方

針ということで、2022年の暫定開業予定の西九州長崎ルートのうち、フル規格で整備する長崎、武雄間については、JR九州が新型のN700Sを採用する方針であることが30日にわかったとなっています。

***一番下に、JRの九州広報部はN700Sの導入については現時点では未定としていると。今、私もずっとあっちこっちアンテナ広げて聞いていますけども、未だに未定という話だったんですね。

だから私は、また写真、昔出しましたけども、0系に会える長崎新幹線。

だから私は博物館か何かで0系を持ってきて整備して、長崎新幹線で走らせれば、全国から鉄道ファンが来るというふうに思うわけですよ。

やっぱり博物館から連れてきて、整備して、長崎新幹線を走らせれば全国から鉄道ファンが来るというふうに、自信を持って思っております。

そこで、質問といたしましてですけども、これ市長に聞きたいんですけども、例えば長崎新幹線で、全国の高速鉄道ネットワークから外れて、観光新幹線にできないものかですよ、市長どう思いますか。

こういうことできないか、お尋ねしたいと思います。

議長／小松市長

小松市長／西九州のハブ都市武雄を目指すということで、新幹線、非常に大事だと思っています。

リレー方式だと、議員おっしゃるとおり全部とまるわけですよ。

皆さん、おりるということですけども、さらにホームにおりたお客さんをおろさせなきゃならない、そこは町の魅力を高めていかなきゃならないと思っています。

私の考えは、これも松尾議員が考えは変わらないのと同じで、今年の議会でもお話しましたけれども、やはり速い新幹線、そして新大阪から西九州にエリアとして人を持ってくると。

そのためにはやはりフル規格の整備が必要だというのが私の考え方です。

いずれにしても、町の魅力を高めないとおりてもらえないですから、それについてはしっかりこの4年で取り組んでいくということです。

0系、以前の議会で聞きまして、その後JR九州の役員さんに話をしました。

回答はなかったんですけども、おもしろいですねというような話でした。

これも一つアイデアと思いますし、最近だと新幹線にラッピングをするとかいろんな工夫があると思います。

ぜひここは沿線五市、JR九州さん、ここにもとにかく人を呼び込むアイデア、これについて引き続き訴えていきたいと考えております。

議長／15 番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／いずれにしても、私は、国の考え方としてはやっぱり全国的な高速鉄道ネットワークという頭があるので、どうしてもミニかフルかでつなげんばいかんという考えですけどね、もうこの考えをなくしてしまえば、私は何も問題なかかなというふうに思うわけですよ。

観光新幹線というのはあってもいいんじゃないかと。

そういうのが世の中にですよ、ネットワークから外れた観光新幹線という位置づけがあったら、そういうのがあってもおかしくないんじゃないか、おもしろいんじゃないかなと、こういうふうに私は思いました。

これをクリアしたら何も問題なかですもんね。

絶対せなければいかんわけじゃなかですよ。

ただ、知事が言うことですよ、あれもせん、これもせん、これもせんですよ、結局どがんなっちゃいっちょんわからんとですよ、はっきり言うてですよ。

フルもせん、ミニもせん、お金は出さん。

かといってリレー方式の固定化はよくない、何ば考えてるかいっちょんわからんとですよ、はっきり言って。

だからもういっそのことですよ、もうネットワークから外れたですよ、私は観光新幹線にすればいいんじゃないかなというふうに、自信と確信を持って思いました。

以上で、私の質問は終わります。

議長／以上で 15 番 松尾初秋議員の質問を終了させていただきます。

ここでモニター準備のため、10 分程度休憩いたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、5 番 江口議員の質問を許可いたします。

御登壇を求めます。

5 番 江口議員

江口議員／皆様、こんにちは。

議長より、登壇の許可をいただきましたので、5番江口康成の一般質問を始めたいと思います。

猛暑だった夏も終わり、朝夕は涼しい風が感じられる季節になりました。

武雄には九州オルレやタケさんぼなどのコースが設定されており、地図を片手に自然を感じられる環境が整っております。

そのコースをゆっくりと歩くように、私も地に足をつけて、一步一步、歩んでまいりたいと思っております。

きょうの質問ですが、通告をいたしておりますとおり、大項目、市政についてということで、

1番目に武雄市総合計画について。

2番目に旧庁舎跡地と新幹線高架下の活用について。

3番目に観光について。

4番目に新しい工業団地について。

この4項目、新たな工業団地について、この4項目で質問のほうをしてみたいです。

最初に、武雄市総合計画について質問をいたします。

総合計画は10年、15年といった長期的展望に基づく市の方向性を示した重要な計画であります。

将来、どのようなまちにしたいのか、しっかりとしたぶれないビジョンを持った上で、総合的につくり上げていく必要があると思っております。

樹木で例えますと、まさに、幹の部分にあたり、その幹がしっかりしていないと木は枝を伸ばし、葉を茂らせ、花を咲かせることはできません。

写真を見ていただきたいのですが、左側の赤い冊子が、第4次武雄市総合計画で、計画期間が平成13年度から22年度。

右側が、平成19年度から平成28年度までの総合計画になります。

これ以降の総合計画はつくられているのでしょうか、お尋ねをいたします。

議長／古賀企画部長

古賀企画部長／お答えいたします。

議員がおっしゃられますとおり、武雄市総合計画につきましては、最新では平成28年度までの計画となっており、この計画期間が満了し、その後につきましては策定しておりません。

議長／5番 江口議員

江口議員／平成27年度から31年度までは、国の方向性に基づいて、スター戦略、武雄市ま

ち・ひと・しごと創生総合戦略がつくられております。

このスター戦略と総合戦略の位置づけはどうなっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

議長／古賀企画部長

古賀企画部長／まず、スター戦略と総合戦略についての結びつき、位置づけ等は考えてはございませんが、この武雄市まち・ひと・しごと創生総合戦略、いわゆるスター戦略でございますが、武雄市の人口ビジョンを踏まえまして、本市の基本的な計画といたしまして、平成27年度に策定をしたところでございます。

市民の一人一人が幸せに暮らせるまちを実現することを目標といたしまして、その指標を平成31年度、人口4万9000人、市民所得10%アップというのを掲げまして、現在総合計画にかわり事業を推進しているところでございます。

議長／5番 江口議員

江口議員／国が作成しました地方版総合戦略策定のための手引きを見ましても、人口減少の克服及び地方創生を目的とする総合戦略と、地方公共団体の総合的な振興、発展などを目的とする総合計画は別に策定をすると書かれております。

スター戦略は、多くの部分が総合計画と重複しているとは思いますが、市が今後さらに発展し、市民が安心して生活できる基盤をつくっていくためにも、総合計画を作成する必要があると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

議長／小松市長

小松市長／月曜日の松尾陽輔議員さんのときにもお答えしたところと重なる部分はあるんですけども、やはりまちとしてはビジョン、目指す姿、方向性、これは非常に大事だというふうに思っています。

一方で計画を長期で定めた場合に、それこそ今は時代の流れが非常に早いということで、20年後とか、10年後、20年後を定めても、世の中というのはそれを上回るスピードで変化をしていきます。

そういうところを考えて目指す姿、何を大事にするのか。

あとは、加えて中期、5年の計画ということで、それを2つ、いいとこどりというか、あわせたものとしてスター戦略をつくっているところであります。

それにしたがって進めていきたいですし、ただ大事なものは、総合計画をこれまでつくってき

たときもそうでしょうし、スター戦略をつくる時もやっぱりプロセスは大事だというふう
に思っています。

市民の皆さんの意見をしっかりと聞いてスター戦略も策定しておりますし、そういったプロ
セス、そこについては今後改定時期もあると思いますので、大事にしていきたいと考えてお
ります。

議長／5番 江口議員

江口議員／今、市長が言われましたとおり、時代の流れはかなり早いと私も感じております。
ただ、最初に申し上げましたとおり、総合計画というものは、長期的展望に基づく市の方向
性を示した基礎となる重要な計画であります。

将来、どのようなまちにしたいのか、しっかりとしたぶれないビジョンも大切だと思います
ので、ぜひ基礎となる部分の武雄市総合計画を策定していただき、武雄市の向かう方向性と
いうものをしっかりと示していただきたいと思います。

2番目に、旧庁舎跡地と新幹線高架下の活用について質問をいたします。

最初に、旧庁舎跡地と公用車車庫のところは、解体後は駐車場とすることまで現在決まっ
ていると思います。

続きまして、新幹線の高架下についてですけども、例えば高架下を武雄市が借りて使用した
いと要望した場合に、JR側との交渉はどのような段取りになるのでしょうか、お尋ねをいた
します。

議長／庭木まちづくり部長

庭木まちづくり部長／新幹線の高架下につきましては、在来線の高架下とは異なりまして、
優先的に使用可能な面積が決められておりませんので、使用目的を定め、鉄道運輸機構及び
JR九州と協議することになるかと存じます。

議長／5番 江口議員

江口議員／今お尋ねをしました新幹線の高架下の部分というのは、旧庁舎跡地と中央公園の
北側に当たる県道330号武雄塩田線と市道西浦天神先線に挟まれた部分になります。

この部分の高架下を市のスペースとして確保することで、まちなか広場、中央公園、旧庁舎
跡地、公用車車庫、職員駐車場に加えて、在来線及び新幹線の高架下を一体のものとして、
活用できるのではないかと考えております。

写真を見てもらうとわかると思いますけども、左側が在来線の高架下、川端通りの横になります。

右側の写真が、在来線と新幹線の高架下が並んでいるところの写真になります。

在来線の橋脚、橋桁の間隔が約 3.5 メーター、新幹線の橋脚の間隔が 6.3 メーターございました。

イベントスペースとしてのまちなか広場、中央公園、在来線と新幹線の高架下、そして来場者のための駐車場として旧庁舎跡地、公用車庫、職員駐車場となると思います。

牟田議員の質問にもありましたけども、職員駐車場を 2 階建てにして、立体駐車場とすることでスペースを確保するという案も私も考えております。

高架下は、復活した盆踊りや物産祭りなどと連動させて、クラフト市やフリーマーケットを行ったり、武雄焼の陶器市やほかのイベントでも活用することもできると思いますが、この新幹線の高架下の確保についてどのようにお考えでしょうか。

議長／庭木まちづくり部長

庭木まちづくり部長／フリースペースの確保ということでございますけど、現在、各種団体の代表で構成しております武雄市新幹線活用プロジェクトのほうでも、協議を始めております。

御意見等反映しながら、高架下利用計画を作成したいというふうに考えております。

議長／5 番 江口議員

江口議員／図を見ていただくとわかるとおり、旧庁舎跡地、職員駐車場、中央公園からまちなか広場と寄り添うように存在している高架下の部分は、武雄温泉駅と温泉通りとをつなぐ大事なエリアだと思っております。

旧庁舎跡地はとりあえず駐車場として確保しておけば、将来的に何かしらの建物を建てて活用することも可能になります。

新幹線の高架下も、市のスペースとして持っておくことでいろいろ利用できると思いますので、市としてもしっかりと交渉をしていただいて確保のほうをお願いしたいと思っております。

3 番目に、観光について質問をいたします。

武雄市は、昭和 62 年の武雄北方インター開通以来の転機となる、新幹線の武雄温泉長崎間の暫定開業を 4 年後に控えております。

暫定開業後は武雄に多くの観光客が来ることが予想されており、武雄温泉駅は観光客に向け

て情報発信をする重要な拠点になると考えられます。

その駅の中に、市が利用できるスペースが確保できるかどうかを、まずお尋ねいたします。

議長／庭木まちづくり部長

庭木まちづくり部長／モニターお願いいたします。

モニターに映しておりますのは、新幹線駅舎の平面イメージ図でございます。

まずもって黄色でお示ししておるところが、みどりの窓口、改札口、発券機等があります駅業務スペースでありまして、駅業務スペース向かって左側の白い部分が在来線乗り場、または駅北口、南口を結びます通路でございます。

議員御質問のスペースについてございますけど、ピンクでお示ししております通路を挟んだ西側に、まだ用途が決まっていないスペースができるようになっております。

このスペースにつきましても、先ほど申しましたとおり、武雄新幹線活用プロジェクトで協議を行っておりますので意見を反映しながら、先ほど申しました高架下利用計画を策定いたしまして協議を進めていくこととなります。

スペースはございます。

議長／5番 江口議員

江口議員／写真ですけども、在来線の駅のコンコース部分になります。

先ほどお示しいただいたピンクの部分が、この左側の写真でいきますと左半分の観光協会の今入っているスペース、右側の写真でいきますとちょうど正面の市民ギャラリーの部分、この部分がピンクの色で示されていたスペースになると思います。

駅は、観光情報の発信基地として重要な役割を持っておりますので、この従来の在来線のスペースとも連動させて有効に活用していく必要があると思いますけども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

議長／庭木まちづくり部長

庭木まちづくり部長／新幹線開業時の武雄温泉駅は、市長申しましたとおり、西九州のハブ機能を有する空間として、魅力ある場所になることを目指しております。

そういう思いから、議員御紹介のとおり、在来線側との一体的な利用は必要かと考えております。

先ほど***しました、新幹線活用プロジェクト、それから、関係部署と連携しながら一体

的な活用ができるよう検討してまいります。

議長／5番 江口議員

江口議員／新しい駅ができるというタイミングはそうそうあることではございません。スペースを確保できる可能性があるのであれば、積極的に、JR側へ働きかけていただいて、実現させていただきたいと思っております。

駅での情報発信については、観光協会との連携も必要となってまいります。

観光協会との連携、情報の共有についてどのようにお考えでしょうか。

議長／神宮営業部長

神宮営業部長／おはようございます。

観光協会との情報の共有でございますが、連携でございますが、これまでも観光課と観光協会とで情報の発信及び共有については連携を行ってきたところでございます。

今年7月には観光協会長も交代され、新たな組織での運営が開始されております。

また、2020年の新幹線の開業を踏まえ、今後さらにその連携の強化を図っていきたく思っております。

議長／静かに。

5番 江口議員

江口議員／新しい武雄温泉駅は、鉄道を利用するお客様だけではなく、車での観光客も含めた幅広い客層への情報発信基地になり得ると思っております。

例えば、駐車場が無料になる時間を60分にして車のお客さんが駅に立ち寄りやすくするか、バイパスから駅への駐車場への案内看板を設置して誘導を図るとか、いろいろな方法があると思っております。

観光においての西九州のハブ都市を目指すために、観光客への情報発信をするための一つの大きな拠点として駅を活用してはと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

議長／神宮営業部長

神宮営業部長／お答え申し上げます。

先ほど来から市長、それから、松尾理事部長から答弁がございました。

新駅の活用につきましては、現在、新幹線活用プロジェクト(?)で協議が始まったところ
でございます。

鉄道を利用されるお客様については、武雄温泉駅が通過点にならないように、また車でお越
しのお客様についても、武雄市に立ち寄っていただけるように、魅力を高める方策をとって
いきたいと思っております。

議長／5番 江口議員

江口議員／駅に行けば、周辺自治体のパンフレットがたくさん置いてあり、いろいろな情報
が得られるということは、観光客にとっても親切でよいことだと思っております。

スマートフォンでの情報だけで十分じゃないかという意見もあるかと思いますが、私は紙
でのパンフレットとスマートフォン両方を利用した、使用した情報提供が、幅広い年代への
対応になると考えております。

駅が単なる乗換駅、通過駅にならないようにするための工夫も今から考える必要があると思
います。

もっと広域に目を向けていただいて、西九州において武雄が果たす役割は何なのか考えてい
ただいて、新幹線の暫定開業に向けて、観光協会とも連携をとりながら、さらに準備を進め
ていただきたいと思っております。

4番目の新たな工業団地については通告を出しておりましたけども、議案に関係しておりま
すので、別の機会に改めて質問をしたいと思っております。

以上で5番江口康成の一般質問を終わります。

議長／静かに。

江口議員、答弁させていいですか。

神宮営業部長

神宮営業部長／繰り返しになりますけど、今までもやってきておりました。

これ以上にやるということで御理解願いたいと思っております。

以上でございます。

議長／以上で5番 江口議員の質問を終了させていただきます。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れ様でした。